

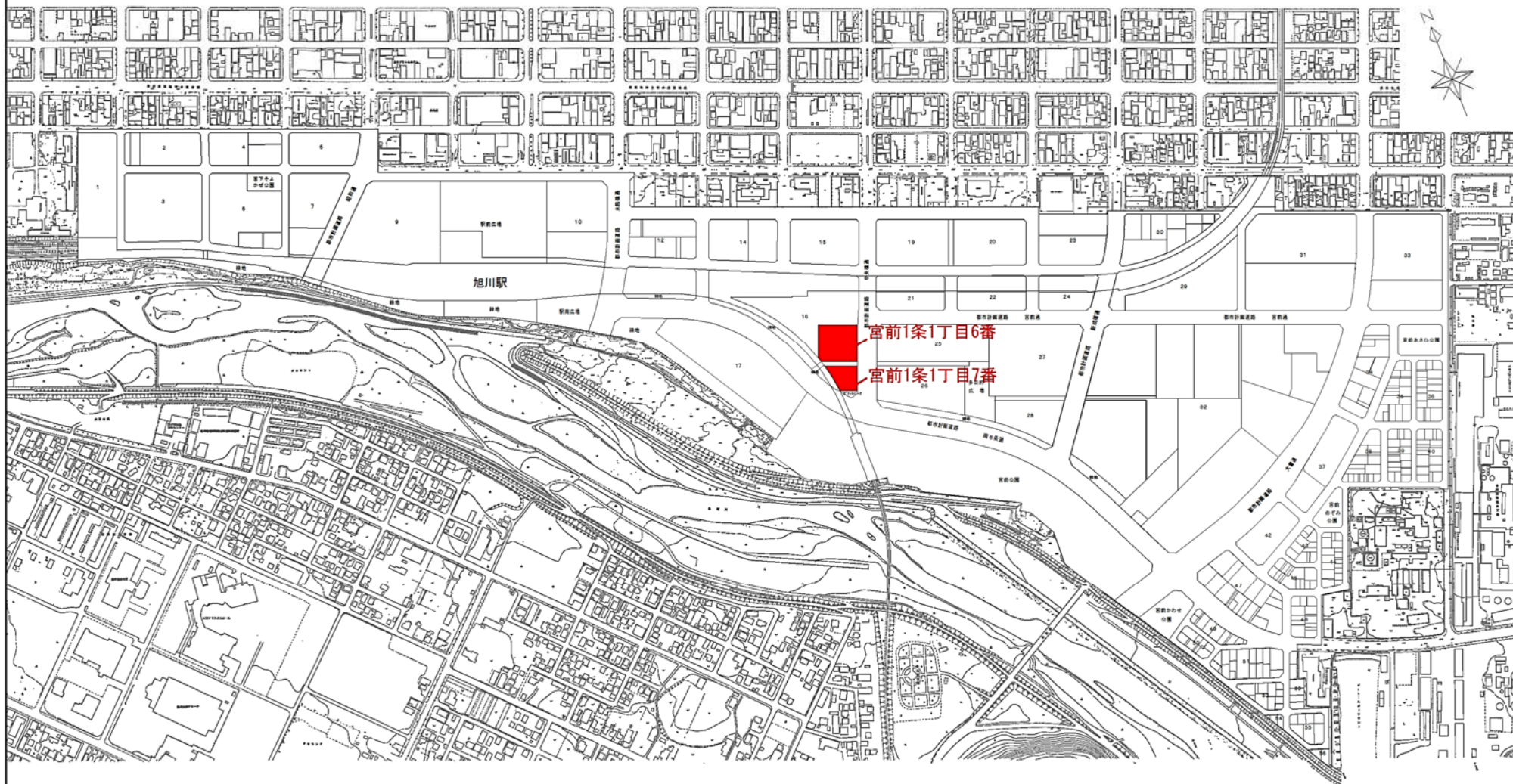
旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	平成28年 9月30日
発信課	地域振興課
担当者	星 孝幸
連絡先	電 話 0166-25-6212
	FAX 0166-27-3466
	E-mail chiikishinko@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	募集															
日 程	9 月 27 日 ~ 12 月 12 日															
発表項目 (行事名)	公募提案型土地売却の実施について															
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>北彩都地区の公有財産(土地)を公募提案型売却方式により売却するため、別添の公示書のとおり応募者を募集します。</p> <p>1 売却物件(土地)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">所在</th> <th style="width: 10%;">地番</th> <th style="width: 10%;">地目</th> <th style="width: 15%;">地積</th> <th style="width: 35%;">最低基準価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旭川市宮前1条1丁目</td> <td>6番</td> <td>宅地</td> <td>3,670.91㎡</td> <td>165,190,000 円</td> </tr> <tr> <td>旭川市宮前1条1丁目</td> <td>7番</td> <td>宅地</td> <td>1,550.70㎡</td> <td>64,354,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 実施要項交付期間 平成28年9月27日(火)から平成28年12月12日(金)までの土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで、旭川市ホームページからもダウンロード可</p> <p>3 応募予定者の登録期間 平成28年12月1日(木)から平成28年12月12日(金)までの土日を除く午前9時から午後5時まで</p> <p>4 問合せ先 旭川市地域振興部地域振興課 電話 0166-25-6212</p>	所在	地番	地目	地積	最低基準価格	旭川市宮前1条1丁目	6番	宅地	3,670.91㎡	165,190,000 円	旭川市宮前1条1丁目	7番	宅地	1,550.70㎡	64,354,000 円
所在	地番	地目	地積	最低基準価格												
旭川市宮前1条1丁目	6番	宅地	3,670.91㎡	165,190,000 円												
旭川市宮前1条1丁目	7番	宅地	1,550.70㎡	64,354,000 円												
添付資料	<p>有 (1)位置図, (2)公示書1, (3)公示書2</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>															
報道(取材)に 当たってのお願い																
備 考																

位置図



旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（平成10年旭川市規則第47号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、公募提案型売却による保留地処分について次のとおり応募者を募集します。

平成28年9月27日

旭川市長 西川 将人

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎3階
旭川市地域振興部地域振興課
電話 0166-25-6212
FAX 0166-27-3466

2 売却物件

(土地)

所在	地番	地目	地積	最低基準価格
旭川市宮前1条1丁目	6番	宅地	3,670.91㎡	165,190,000円

3 応募資格

- (1) 公募提案型売却に応募しようとする者は、次の全ての要件を満たしていること。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ウ 本市における不動産の売却に係る契約手続において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用するものでないこと。
- エ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- オ 告示の日から応募申込書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- カ 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は暴排条例第12条の規定に該当する者でないこと。

キ 次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす者であること。

(ア) 指定期日までに売買代金の支払が可能であること。

(イ) 土地利用に関する事業を自ら適切に実施できること。

(ウ) 土地利用に関する事業の実施に必要な免許，知識，経験（実績），資力，信用及び技術的能力を有すること。

(2) 複数の者が共同で事業を行う事業者（以下「共同事業者」という。）による応募については，次の全ての要件を満たしていること。

ア 共同事業者を構成する全ての事業者が，(1)アからカまでの全ての要件を満たしていること。

イ 共同事業者総体として，(1)キの要件を満たしていること。

4 実施要項の交付期間及び方法

北彩都複合地区（駅東地区）「宮前1条1丁目6番」公募提案型売却実施要項（以下「実施要項」という。）の交付は，次のとおりとする。

(1) 交付期間

平成28年9月27日（火）から平成28年12月12日（金）までの旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く，午前9時から午後5時まで

(2) 交付方法

1の場所で交付する。なお，旭川市ホームページ「北彩都あさひかわ地区の土地の販売について」から終日閲覧及びダウンロードは可能である。

ホームページURL

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/523/524/tochihanbai.html>

5 現地見学会の開催

(1) 集合日時 平成28年10月21日（金） 午前10時

(2) 集合場所 現地（※前日までに申込みが必要）

6 質疑について

(1) 実施要項に係る質疑については，質疑書により提出する。

(2) 質疑に関する回答は，7(1)の応募予定者の登録を行った者全てに対して行う。

なお，回答については，実施要項に係る補足，追加，解釈等の効力を持つ。

7 応募手続等

(1) 応募予定者の登録

公募提案型売却に応募しようとする者は，応募予定者の登録のため，実施要項で示す書類を，次のとおり提出しなければならない。

なお，応募予定者の登録を行った者に限り，(2)の応募申込みができる。

ア 提出期間 平成28年12月1日（木）から平成28年12月12日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は書留郵便等配達記録が残る郵送のいずれかにより提出する。

(2) 応募の申込み

(1)における応募予定者の登録をした者で、応募申込をしようとする者は、実施要項で示す書類を、次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期間 平成28年12月20日(火)から平成28年12月27日(水)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は書留郵便等配達記録が残る郵送のいずれかにより提出する。

8 応募資格の喪失

次のいずれかに該当していることが判明した場合は、応募資格を喪失する。

- (1) 応募資格の要件を満たしていない場合
- (2) 応募書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- (4) 他の応募者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障をきたす行為があった場合
- (5) 企画、資金調達、設計、建設、工事監理並びに経営及び管理運営等業務の遂行に当たって支障がある場合

9 買受予定者の決定

本市が設置する「旭川駅周辺土地区画整理事業保留地及び市有地処分に係る公募提案型審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、実施要項で定める審査方針等に基づき、提出された応募書類等について審査を行い、最も評価点の高い者（以下「買受予定者」という。）及び次点の者（以下「次点買受予定者」という。）を選定する。

ただし、提出された応募書類等の内容によっては、買受予定者及び次点買受予定者を決定しないことがある。

なお、審査委員会の開催は、平成29年1月上旬に予定している。

10 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

買受予定者は本市が指定した期日までに「保留地買受申込書」を提出する。保留地の売渡しの決定について通知を受けた買受予定者は、当該通知を受けた日から7日以内に契約金額の100分の10（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）に相当する契約保証金を納付し、保留地売買契約書により契約を締結しなければならない。

(2) 売買代金の支払

(1)により契約を締結した者（以下「買受者」という。）は、契約締結の日から60日以内に売買代金の全額を納付しなければならない。

(3) 売買物件の引渡し及び所有権の移転

ア 物件の引渡し

引渡しは、売買代金が完納された日の翌日に現状有姿のまま行う。

イ 所有権の移転時期

売買物件の所有権は、売買代金が完納された日の翌日に移転する。

11 契約上の条件

- (1) 買受者は、売買契約の締結の日から起算しておおむね3年以内に必要な工事を完了しな

なければならない。ただし、やむを得ず期限までに建築物をしゅん工させることができない場合は、その理由及び新たな期限を申し出て、あらかじめ書面による承諾を得なければならない。

- (2) 買受者は、事業提案書に基づいた土地利用に供することとし、売買契約の締結の日から10年間はその土地利用に供さなければならない。なお、売却物件の役割を踏まえ、指定期間以降についても適切な事業として継続されることを期待するものとする。
- (3) 買受者は、建築確認等の諸手続の前に建築計画の概要等を本市に提出し、提案内容との相違の有無について確認を得なければならない。なお、事業を行うに当たって、やむを得ない事情により、事業計画を変更する場合は、書面により申請し、承諾を得なければならない。ただし、本公募提案の趣旨を損なうような変更は認めない。
- (4) 買受者は、所有権移転の日から10年間は、売却及び売却物件の上に建築された建物について、第三者に対し本市の承諾を得ないで、所有権を移転し、又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、事業計画で予定されている場合及び抵当権の設定については、この限りではない。
- (5) 買受者は、売買契約の締結の日から10年間は、売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める接客業務受託営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。
- (6) 買受者は、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は暴排条例第12条の規定に該当する者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。
- (7) 買受者は、(1)から(6)までの条件に違反した場合には、売買代金の30%に相当する額を本市に対して支払わなければならない。

1.2 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 応募に必要な一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された応募書類等は、返還しない。
- (5) 詳細は、実施要項による。

旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（平成10年旭川市規則第47号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、公募提案型売却による保留地処分について次のとおり応募者を募集します。

平成28年9月27日

旭川市長 西川 将人

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市6条通10丁目旭川市第三庁舎3階
旭川市地域振興部地域振興課
電話 0166-25-6212
FAX 0166-27-3466

2 売却物件

(土地)

所在	地番	地目	地積	最低基準価格
旭川市宮前1条1丁目	7番	宅地	1,550.70㎡	64,354,000円

3 応募資格

- (1) 公募提案型売却に応募しようとする者は、次の全ての要件を満たしていること。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- ウ 本市における不動産の売却に係る契約手続において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用するものでないこと。
- エ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- オ 告示の日から応募申込書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- カ 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は暴排条例第12条の規定に該当する者でないこと。

キ 次の(ア)から(ウ)までの全ての要件を満たす者であること。

(ア) 指定期日までに売買代金の支払が可能であること。

(イ) 土地利用に関する事業を自ら適切に実施できること。

(ウ) 土地利用に関する事業の実施に必要な免許，知識，経験（実績），資力，信用及び技術的能力を有すること。

(2) 複数の者が共同で事業を行う事業者（以下「共同事業者」という。）による応募については，次の全ての要件を満たしていること。

ア 共同事業者を構成する全ての事業者が，(1)アからカまでの全ての要件を満たしていること。

イ 共同事業者総体として，(1)キの要件を満たしていること。

4 実施要項の交付期間及び方法

北彩都複合地区（駅東地区）「宮前1条1丁目7番」公募提案型売却実施要項（以下「実施要項」という。）の交付は，次のとおりとする。

(1) 交付期間

平成28年9月27日（火）から平成28年12月12日（金）までの旭川市の休日（以下「休日」という。）を除く，午前9時から午後5時まで

(2) 交付方法

1の場所で交付する。なお，旭川市ホームページ「北彩都あさひかわ地区の土地の販売について」から終日閲覧及びダウンロードは可能である。

ホームページURL

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/523/524/tochihanbai.html>

5 現地見学会の開催

(1) 集合日時 平成28年10月21日（金） 午前10時

(2) 集合場所 現地（※前日までに申込みが必要）

6 質疑について

(1) 実施要項に係る質疑については，質疑書により提出する。

(2) 質疑に関する回答は，7(1)の応募予定者の登録を行った者全てに対して行う。

なお，回答については，実施要項に係る補足，追加，解釈等の効力を持つ。

7 応募手続等

(1) 応募予定者の登録

公募提案型売却に応募しようとする者は，応募予定者の登録のため，実施要項で示す書類を，次のとおり提出しなければならない。

なお，応募予定者の登録を行った者に限り，(2)の応募申込みができる。

ア 提出期間 平成28年12月1日（木）から平成28年12月12日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 1に同じ。

ウ 提出方法 持参又は書留郵便等配達記録が残る郵送のいずれかにより提出する。

(2) 応募の申込み

(1)における応募予定者の登録をした者で、応募申込をしようとする者は、実施要項で示す書類を、次のとおり提出しなければならない。

- ア 提出期間 平成28年12月20日(火)から平成28年12月27日(水)までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 1に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は書留郵便等配達記録が残る郵送のいずれかにより提出する。

8 応募資格の喪失

次のいずれかに該当していることが判明した場合は、応募資格を喪失する。

- (1) 応募資格の要件を満たしていない場合
- (2) 応募書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- (4) 他の応募者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障をきたす行為があった場合
- (5) 企画、資金調達、設計、建設、工事監理並びに経営及び管理運営等業務の遂行に当たって支障がある場合

9 買受予定者の決定

本市が設置する「旭川駅周辺土地区画整理事業保留地及び市有地処分に係る公募提案型審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、実施要項で定める審査方針等に基づき、提出された応募書類等について審査を行い、最も評価点の高い者（以下「買受予定者」という。）及び次点の者（以下「次点買受予定者」という。）を選定する。

ただし、提出された応募書類等の内容によっては、買受予定者及び次点買受予定者を決定しないことがある。

なお、審査委員会の開催は、平成29年1月上旬に予定している。

10 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

買受予定者は本市が指定した期日までに「保留地買受申込書」を提出する。保留地の売渡しの決定について通知を受けた買受予定者は、当該通知を受けた日から7日以内に契約金額の100分の10（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる）に相当する契約保証金を納付し、保留地売買契約書により契約を締結しなければならない。

(2) 売買代金の支払

(1)により契約を締結した者（以下「買受者」という。）は、契約締結の日から60日以内に売買代金の全額を納付しなければならない。

(3) 売買物件の引渡し及び所有権の移転

ア 物件の引渡し

引渡しは、売買代金が完納された日の翌日に現状有姿のまま行う。

イ 所有権の移転時期

売買物件の所有権は、売代金が完納された日の翌日に移転する。

11 契約上の条件

- (1) 買受者は、売買契約の締結の日から起算しておおむね3年以内に必要な工事を完了しなければならない。ただし、やむを得ず期限までに建築物をしゅん工させることができない

場合は、その理由及び新たな期限を申し出て、あらかじめ書面による承諾を得なければならない。

- (2) 買受者は、事業提案書に基づいた土地利用に供することとし、売買契約の締結の日から10年間はその土地利用に供さなければならない。なお、売却物件の役割を踏まえ、指定期間以降についても適切な事業として継続されることを期待するものとする。
- (3) 買受者は、建築確認等の諸手続の前に建築計画の概要等を本市に提出し、提案内容との相違の有無について確認を得なければならない。なお、事業を行うに当たって、やむを得ない事情により、事業計画を変更する場合は、書面により申請し、承諾を得なければならない。ただし、本公募提案の趣旨を損なうような変更は認めない。
- (4) 買受者は、所有権移転の日から10年間は、売却及び売却物件の上に建築された建物について、第三者に対し本市の承諾を得ないで、所有権を移転し、又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。ただし、事業計画で予定されている場合及び抵当権の設定については、この限りではない。
- (5) 買受者は、売買契約の締結の日から10年間は、売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業、同条第11項に定める接客業務受託営業その他これらに類する営業の用に供してはならない。
- (6) 買受者は、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者又は暴排条例第12条の規定に該当する者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。
- (7) 買受者は、(1)から(6)までの条件に違反した場合には、売買代金の30%に相当する額を本市に対して支払わなければならない。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 応募提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 応募に必要な一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された応募書類等は、返還しない。
- (5) 詳細は、実施要項による。